

議第4号

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

令和2年3月19日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

(提案理由)

会計年度任用職員制度の施行に伴い、所要の規定整理を行うため。

<関連法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の前提となる事実

令和2年度から会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、本規程を当該職員についても適用する必要がある。

会計年度任用職員は非常勤一般職であることから、所要の規定の整理を行うものとする。

2 改正の内容

「當時勤務する」を「勤務する一般職の」に改める。

3 施行日

令和2年4月1日施行

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月 日

岐阜県教育委員会
教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程（昭和二十九年岐阜県教育委員会訓令甲第
一二号）の一部を次のように改正する。

本則中「當時勤務する」を「勤務する一般職の」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局職員等の服務規程（昭和三十九年岐阜県教育委員会訓令甲第二号）新旧対照表

(新)

岐阜県教育委員会の事務局及び県立学校に勤務する一般職の職員の服務について
は、知事の事務部局に勤務する一般職の職員の例による。

付 則 略

(旧)

岐阜県教育委員会の事務局及び県立学校に常時勤務する 職員の服務について
は、知事の事務部局に常時勤務する 職員の例による。 職員の服務について

付 則 略